

【 政策名 】

【 施策名 】

【 事業名 】

【 事業費 】

安全で安心な秋田の実現

1 県民を犯罪等から守るための取組

2 交通事故防止のための総合的な取組

		(千円)
施策関連事業	39,915	
特殊詐欺等被害防止事業	3,410	



政策評価 (令和 7 年度)

秋田県警察運営の基本方針と重点目標			
評価者	秋田県公安委員会、秋田県警察本部長	評価確定日	

1 政策のねらい

警察の責務は、県民から負託されたものであり、悪を看過しない強さと困り苦しむ県民を守る優しさを兼ね備え、県民に安全と安心を与えることが求められている。  
 県警察は、県民の負託と信頼に応えるため、県民に寄り添い、県民とともに活動し安全で安心な秋田を実現することを目指す。

2 施策評価の結果

施策	施策評価の結果			
	2021(R 3)	2022 (R 4)	2023(R 5)	2024(R 6)
施策名 1 県民を犯罪等から守るための取組	—	—	e	c
施策名 2 交通事故防止のための総合的な取組	—	—	b	a

※施策評価の結果：a～eの5段階で判定した結果

3 総合評価結果と評価理由

総合評価	評価理由
B	施策評価の結果を基にした定量的評価は3で「B相当」であることから、総合評価は、「B」とする。

※定量的評価：施策評価結果を点数化して平均点を算出し、A相当～E相当の5段階に判定する。

・施策評価結果の配点 a：4点、b：3点、c：2点、d：1点、e：0点

・判定基準(平均点) A相当：4点、B相当：3点以上4点未満、C相当：2点以上3点未満、D相当：1点以上2点未満、E判定：1点未満

※総合評価：定量的評価を基本とし、定性的評価をする場合は、総合的な観点からA～Eの5段階に判定する。

4 課題と今後の対応方針

施策	課題 (目標達成に向けた課題等)	対応方針(重点的・優先的に取り組むべきこと)
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊詐欺の被害が増え、刑法犯認知件数も増加している。</li> <li>特殊詐欺被害防止のためには、電子マネー被害防止封筒を活用し、電子マネー購入者に対する声掛けを確実に実施する必要がある。</li> <li>犯罪減少のためには、住民の防犯意識の向上、防犯カメラによる犯罪抑止、犯罪発生状況等の分析に基づく創意工夫をこらした活動等の各種施策が重要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊詐欺の被害防止方策として、コンビニエンスストア等のアルバイト従業員を含めた全従業員に対し、電子マネー被害防止封筒の活用を依頼し、コンビニエンスストア担当警察官制度による店舗との連携を強化しながら被害防止を図っていく。</li> <li>地域住民との防犯活動、防犯カメラ設置による犯罪抑止、児童等の安全確保対策を推進し、1件でも多くの犯罪を未然に防止する。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故による死者数は、令和3年から30人前後を推移し、いまだ27人以下の目標を達成できていない。</li> <li>高齢者が関係する交通死亡事故の発生率は高く、免許返納制度、交通安全教育等の高齢者事故防止対策をより一層進める必要がある。</li> <li>危険な交通事故防止のため、信号灯器・横断歩道等の整備を着実に進めるほか、悪質交通違反等の取締りをより一層強化する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者による交通事故防止対策として、安全・安心アドバイザーによる戸別訪問や体験型の交通安全教育、頻回事故惹起者の個別指導等の取組を引き続き実施する。</li> <li>信号灯器の完全LED化、社会情勢に対応した交通規制、悪質交通違反取締りに資する機器の整備等の取組を今後も継続する。</li> </ul>

※課題と今後の対応方針の各施策の詳細については、施策評価調書を参考

5 政策評価委員会の意見

--

施策評価 (令和7年度)

秋田県警察運営の基本方針と重点目標			
重点目標	県民を犯罪等から守るための取組		
施策所管部長	生活安全部長	担当所属名	生活安全企画課
評価者	同上	評価確定日	

1 施策 (重点目標) のねらい (施策の目的)

県民の安全で安心な暮らしを確保するため、各種犯罪等の抑止活動を推進するほか、少年の非行防止や規範意識の向上、犯罪被害者の権利利益の保護など各種施策や取組を一層推進する。

2 施策評価の結果

(1) 成果指標の状況及び定量的評価

	施策の方向性、指標名(単位)	年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	直近の達成率	配点
ア	【施策の方向性ア】	目標	3,835	3,477	3,175	2,930	2,696	2,539	98.5%	3
	刑法犯認知件数(件)	実績	2,162	2,382	1,984	1,871	2,403	2,576		
	出典: 県警察本部調べ	達成率	143.6%	131.5%	137.5%	136.1%	110.9%	98.5%		
イ	【施策の方向性イ】	目標	45.6	50.6	52.1	51.8	51.9	52.9	138%	4
	地域安全ネットワーク推進交流会、 高齢者セーフティ研修会開催回数(回)	実績	83	50	38	56	51	73		
	出典: 県警察本部調べ	達成率	182.0%	98.8%	72.9%	108.1%	98.3%	138.0%		
ウ	【施策の方向性ウ】	目標	46.5	46.0	46.9	48.5	52.8	54.0	-170.4%	0
	特殊詐欺被害認知件数(件)	実績	38	41	45	66	88	200		
	出典: 県警察本部調べ	達成率	118.3%	110.9%	104.1%	63.9%	33.3%	-170.4%		
エ	【施策の方向性エ】	目標	45.5	44.6	42.0	39.3	35.7	33.4	98.2%	3
	福祉犯被害者数(人)	実績	42	38	32	20	18	34		
	出典: 県警察本部調べ	達成率	107.7%	114.8%	123.8%	149.1%	149.6%	98.2%		
オ	【施策の方向性オ】	目標	—	—	8.2	8.2	8.2	8.2	109.8%	4
	「命の大切さ学習教室」の開催校数(校) (第3次基本計画平均開催校数:8.2校)	実績	—	—	7	10	9	9		
	出典: 県警察本部調べ	達成率	—	—	85.4%	122.0%	109.8%	109.8%		

※指標の判定状況 4点: 達成率 $\geq$ 100% 3点: 100% $>$ 達成率 $\geq$ 90% 2点: 90% $>$ 達成率 $\geq$ 80%  
1点: 80% $>$ 達成率 $\geq$ 70% 0点: 70% $>$ 達成率 n: 実績値が未判定

定量的評価結果	計算式
2.8 (c相当)	① 4点 $\times$ 2個 = 8点
	② 3点 $\times$ 2個 = 6点
	③ 2点 $\times$ 0個 = 0点
	④ 1点 $\times$ 0個 = 0点
	⑤ 0点 $\times$ 1個 = 0点
	①~⑤の合計 14点 $\div$ 5個 (判明済み指標) = 2.8

※成果指標において実績値が未判明となった指標(n)がある場合には、それを除いて平均点を算出する。

※定量的評価の判定基準 a相当: 平均点が3.6点以上 b判定: 平均点が3.2点以上3.6点未満

c相当: 平均点が2.8点以上3.2点未満 d判定: 平均点が2.4点以上2.8点未満 e相当: 平均点が2.4点未満

(2) 経過検証指標の状況と分析

	指標名(単位)	年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	備考
ア		実績							
	出典:								
イ		実績							
	出典:								
ウ		実績							
	出典:								
分析									

### (3) 主な取組状況とその成果

**【施策の方向性ア 街頭防犯カメラの設置による各種犯罪の抑止】**

街頭防犯カメラは、県内の12市に86台を設置して運用している。犯罪発生状況等の分析に基づいて設置場所を検討しているため、犯罪の抑止だけではなく、事件捜査等にも活用されており、活用件数も増加している。街頭防犯カメラは犯罪の抑止等に一定の効果が認められることから、県警察設置の街頭防犯カメラに加え、市町村に対する防犯カメラ設置の働き掛けを継続する。

**【施策の方向性イ 地域と連携した防犯体制の整備】**

地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を策定し、高校生がデザインした防犯啓発ポスターを作成したほか、地域安全ネットワーク推進交流会、高齢者セーフティ研修会等の地域安全ネットワークを通じた会合を開催し、防犯ボランティア、地域住民等と連携・協働した各種対策を推進した。各種会合の開催は、自主防犯活動の活発化や高齢者の犯罪被害防止に一定の効果が期待できることから、継続して実施し、安全で安心な社会の実現を目指す。

**【施策の方向性ウ 特殊詐欺の被害防止対策の推進】**

特殊詐欺の被害については、増加傾向にあり、その対策は喫緊の課題である。水際対策の一つとして、県内のコンビニエンスストアに電子マネー被害防止封筒を20万枚配布し、注意喚起を依頼している。特殊詐欺阻止件数は、令和6年66件(金額約2,640万円)であり、そのうちコンビニエンスストアにおける阻止は36件(金額約340万円)と一定の効果が認められる。県民の安全と安心を確保するため、1件でも被害を減らすことを目的に同事業の取組を推進する。

**【施策の方向性エ 少年の非行防止・健全育成活動の推進】**

スクールサポーターは、少年が被害者となる凶悪事件、交通事故などが全国的に多発する現状を踏まえ、県内の教育機関(小中高校、特別支援学校、幼稚園、保育所等)を対象に、校外パトロール・登下校時間帯の巡回活動を16,748回実施した結果、児童・生徒の安全を脅かす事案の発生はなかった。また、地域安全情報等の把握及び提供を4,034回実施し、児童・生徒の安全と安心の確保に努め、児童・生徒の福祉を害する犯罪の被害者数を一定数抑制する役割を果たした。スクールサポーターは、関係機関や地域住民との円滑な関係を構築するため重要なパイプ役を果たし、犯罪の抑止の機能を果たしていることから同事業を継続し、各種取組を推進する。

**【施策の方向性オ：犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減】**

犯罪被害者等の要望に全て対応し、部内臨床心理士によるカウンセリング等を246回、警察署等の被害者支援員による支援を244回行うとともに、初診料等の公費負担制度を240件運用して犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図った。また、県内の教育機関において「命の大切さ学習教室」を適宜に開催し、犯罪被害者等に配慮し、協力する気持ちを育むと共に、規範意識の向上を図った。

### 3 総合評価と評価理由

総合評価	評価理由
C	<p>成果指標の達成率を基にした定量的評価は2.8で「c相当」であることから、総合評価は「c」とする。</p>
	<p>【定性的評価として考慮した点】</p>

### 4 県民意見

## 5 課題と今後の対応方針

施策の方向性	課題	今後の対応方針
ア	街頭防犯カメラ設置に伴う防犯効果は高く、県民からの設置要望は多い一方で、設置費用、維持管理費、設置場所の選定などの課題がある。	犯罪の発生状況等を分析し、設置場所等について検討している。各自治体等に街頭防犯カメラの設置の働き掛けを継続する。
イ	少子化や急激な高齢化の進展に伴い、地域住民の連帯意識が希薄化し、地域安全ネットワークの犯罪抑止機能の低下が危惧されるなどの課題がある。	地域住民や関係機関、団体等と連携・協働し、各種活動を活性化させるとともに、自主防犯意識の向上を図る。
ウ	特殊詐欺等の被害件数、被害額共に増加しており、各種抑止対策が喫緊の課題であり、県民に対する広報啓発活動のほか、水際対策を強力に推進する。	水際対策として、県内のコンビニエンスストアの従業員等に対して周知徹底を図るほか、声掛け訓練などを実施し、被害防止を図っていく。
エ	非行少年の検挙・補導数が増加傾向にあることから、犯罪発生状況等の分析に基づき、創意工夫をこらした活動を推進する必要がある。	学校、地域、警察が一体となって、学校等における児童等の安全確保対策の推進やきめ細かい校外パトロール、通学路点検等を計画的に実施することに加え、特異事案を把握した都度、関係機関と情報交換を行うなどにより効率的な活動を推進する。
オ	警察は、犯罪被害者等に最も身近な機関として各種犯罪被害者支援活動において中心的役割を担っており、第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画を着実に推進する。	社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心なまちづくりに向けた気運の醸成を図る。

## 6 政策評価委員会の意見

--

事業評価 (目的設定、中間評価、事後評価)

秋田県警察運営の基本方針と重点目標				
重点目標	県民を犯罪等から守るための取組			
施策の方向性	特殊詐欺等の被害防止対策の推進			
事業名	特殊詐欺等被害防止事業	事業年度	R 4	年度～ 年度
所属名	警察本部生活安全部生活安全企画課			
係名	犯罪抑止対策係			

1 事業実施の背景及び目的

県内の特殊詐欺等被害は、手口の多様化、巧妙化により認知件数、被害額ともに前年を大きく上回っており、特に被害額は9億円を超えていることから、特殊詐欺の被害防止に向けた各種対策を一層推進する必要がある。

2 事業概要及び財源

(単位：千円)

	事業内訳	概要	翌(今)年度 予算額	前年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	特殊詐欺被害防止に 要する経費	電子マネー購入者に、電子マネー被害防止封筒を配布して、特殊詐欺被害を阻止する。	902	902	
2	同上	SNS等に注意喚起の広告を配信する	2,673	2,508	
3					
4					
その他合計 ( 件)					
財政内訳	左の説明		3,575	3,410	
国庫補助金					
県債					
その他					
一般財源			3,575	3,410	

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

指標名	特殊詐欺等の被害阻止件数 (件)								
指標式	特殊詐欺等の被害阻止件数								
出典	県警察本部調べ								
把握時期	当該年度内								
年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標 a	46.4	46.1	49.7	53.8	61.0	64.0	63.4		
実績 b	43	46	58	78	87	66			
b/a	92.7%	99.8%	116.7%	145.0%	142.6%	103.1%			

指標名									
指標式									
出典									
把握時期									
年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
目標 a									
実績 b									
b/a									

◎指標を設定することができない場合の把握方法

①指標を設定することができない理由

--

②見込まれる効果及び具体的な把握方法（データの出典含む）

--

4 中間評価

(1) 必要性（現状の課題に照らした妥当性）

判定	a	理由	電子マネーの被害を防ぐため、コンビニエンスストア等に被害防止封筒を配布し、声掛けに活用したり、SNS型投資・ロマンス詐欺の対策としてSNSに注意喚起の広告を掲載したりするなど、被害の現状に応じた対策であり、本事業の必要性を認める。
----	---	----	---

（判定基準） a：必要性が高い b：一定の必要性がある c：必要性が低い

(2) 有効性（事業目標の達成状況）

※指標設定ができない場合「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	a	理由	令和6年中、金融機関やコンビニエンスストア等において66件(金額約2,640万円)の被害を未然に防止しており、電子マネー被害防止封筒を活用した対策が積極的な声掛けや警察への通報に結びついているなど有効性が認められる。
----	---	----	--

（判定基準） a：有効性が高い(達成率が100.0%以上) b：一定の有効性がある(a、c以外の場合) c：有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性（限られた予算で効果を発揮するために努力した内容）

判定	a	理由	令和6年中、20万枚の電子マネー被害防止封筒を作成し、電子マネーを販売するコンビニエンスストアやドラッグストア等に配布して、積極的な声掛けを呼び掛けた。電子マネー取扱い店の従業員による声掛けは、特殊詐欺抑止の最後の砦であることから、効率性が非常に高いと認められる。
----	---	----	--

（判定基準） a：効率性が高い b：一定の効率性がある c：効率性が低い

(4) 総合評価

判定	A	前回結果	B
----	---	------	---

【総合評価の判定基準】

「A」:「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」:「A」「C」以外の判定のもの

「C」:「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

電子マネーを取り扱っているコンビニエンスストアで勤務している店員のほとんどがシフト制のアルバイトであり、店員の入れ替えが激しいため、電子マネー被害防止封筒の活用及び電子マネー購入者に対する声掛けを全従業員に浸透させることなどが課題である。
---

(2) 今後の対応方針

今後も継続して、全従業員に対し、電子マネー被害防止封筒の活用を依頼するとともに、コンビニエンスストア担当警察官制度（通称コンビニポリス制度）による店舗との連携を強化しながら各店舗における継続した声掛け訓練などを実施し、被害防止を図っていく。
--

## 6 事後評価

### (1) 有効性（事業目標の達成状況）

※指標設定ができない場合「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	理由

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率が100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

### (2) 効率性（限られた予算で効果を発揮するために努力した内容）

判定	理由

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

### (3) 総合評価

判定

#### 【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「c」判定のもの

## 7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--